



ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」

平成 18 年 12 月 14 日

各 位

東京都中央区日本橋室町三丁目 2 番 15
号 日本橋センタービル 11 階

マルマン株式会社 (コード番号 : 7834)

代表取締役社長 大隅 宏昭

問合せ先 経営管理部長 金子 嘉徳

電話番号 03-3272-9402

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 11 月 22 日開催の取締役会におきまして、定款一部変更に関する議案を、平成 18 年 12 月 21 日開催予定の第 7 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)および「会社計算規則」(同第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下のとおり定款変更を行うものであります。

- ① 「会社法」第 326 条第 2 項の規定に従い、当会社に設置する機関に関する規定を新設するものであります。(変更案第 4 条)
- ② 「会社法」第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨に関する規定を新設するものであります。(変更案第 7 条)
- ③ 単元未満株式の効率化を図るため、権利を限定するための規定を新設するものであります。(変更案第 10 条)
- ④ インターネットの普及を考慮して、株主総会参考書類等について、インターネットを通じて開示することにより株主に対して提供したものとみなすことを可能とする規定を新設するものであります。(変更案第 17 条)
- ⑤ 株主総会の運営を円滑に行うため、株主総会における議決権の代理行使について、代理人を議決権を有する他の出席株主 1 名に限ることとする変更を行うものであります。(変更案第 19 条)
- ⑥ 各事業年度における取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮するものであります。また、任期を

短縮することに伴い、任期中の経営の安定化を期するため、解任に関する要件を加重する規定を新設するものであります。(変更案第 23 条、変更案第 24 条)

- ⑦ 取締役会の機動的・効率的運営を図るため、書面および電磁的記録による決議を可能とする規定を新設するものであります。(変更案第 29 条)
- ⑧ 取締役、監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、取締役、監査役の責任について取締役会の決議によって法令の定める範囲内の免除を可能とする規定を新設するものであります。(変更案第 33 条、変更案第 44 条) なお、変更案第 33 条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ⑨ 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役に関する規定を新設するものであります。(変更案第 37 条)
- ⑩ 会計監査人が会社の機関とされたことから、会計監査人の選任、任期、および報酬等に関する規定を新設するものであります。(変更案第 45 条、同 46 条、同 47 条)
- ⑪ 剰余金の配当等を取締役会の決議により機動的に実施することを可能とする規定を新設するものであります。(変更案第 49 条)

なお、定款変更案第 24 条において取締役の任期を 1 年に短縮する旨ご提案しております。

- ⑫ その他会社法施行に伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。なお、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号) に定める経過措置の規定により、平成 18 年 5 月 1 日付で、当社定款には、以下の定めがあるものとみなされております。

- ・当社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨の定め。
- ・当社は、株券を発行する旨の定め。
- ・当社は、株主名簿管理人を置く旨の定め。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定時株主総会開催予定日	平成 18 年 12 月 21 日
定款変更の効力発生日	平成 18 年 12 月 21 日

以上

【別紙】

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむをえない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株 式 (発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、3,250万株とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式数および単元未満株券の不発行) 第7条 当社の<u>1単元の株式数</u>は、100株とする。 ② 当社は、<u>1単元の株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という)に係る株券を発行しない。</u>ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p>	<p>(機関の設置) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、<u>次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告の方法) 第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、3,250万株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を<u>発行する。</u></p> <p>(自己株式の取得) 第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。 ② 当社は、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。</u>ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第8条 当会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて一単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>② 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>③ 当会社の株主名簿および実質株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買い増し、その他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>③ 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株券の種類並びに株式の<u>名義書換、単元未満株式の買い取りおよび買い増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎決算期の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その決算期に関する定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主とする。</p> <p>② 前項のほか、必要がある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集時期)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会によって定められた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(削 除)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(基準日)</p> <p>第15条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>② 前項のほか、必要がある場合は取締役会の決議によって、予め公告のうえ臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>② 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>② 株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することによって、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第20条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>を記載または記録する。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は9名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>② 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各一名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(選任)</p> <p>第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(解任)</p> <p>第23条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第24条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第25条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>② 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会によって定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>出席した取締役の過半数</u>で行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第24条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長並びに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>② <u>取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項は法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第27条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで取締役会を開催する</u>ことができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第28条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数</u>が出席し、<u>その過半数をもって</u>行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第29条 <u>当社は、取締役会の決議事項について、当該決議事項について議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第30条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>を記載または記録し、議長並びに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の報酬)</p> <p>第26条 <u>取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第27条 <u>当社の監査役は4名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第28条 <u>当社の監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第29条 <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第32条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第33条 <u>当社は、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員数)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>(選任)</p> <p>第35条 <u>当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第36条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第30条 <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第33条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>② <u>監査役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</u></p>	<p>(補欠監査役)</p> <p>第37条 <u>法令に定める監査役の数に欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>② <u>補欠監査役の選任決議の定足数は、第35条第2項の規定を準用する。</u></p> <p>③ <u>第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>④ <u>補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第38条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第39条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第41条 <u>監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規程)</p> <p>第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査役会規程)</p> <p>第42条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の報酬)</p> <p>第35条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第43条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第44条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>② 当社は、社外監査役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(選任)</p> <p>第45条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(任期)</p> <p>第46条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第47条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第36条 当会社の営業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとし、各営業年度末日を決算期とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第37条 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第38条 当会社は、取締役会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配（以下中間配当金という）をすることができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第39条 利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第48条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第49条 当会社は、取締役会の決議により、会社法第459条第1項各号に掲げる剰余金の配当等に関する事項を定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当基準日)</p> <p>第50条 剰余金の配当としての期末配当は毎年9月30日、中間配当は毎年3月31日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対してこれを行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第51条 期末配当金および中間配当金が、支払開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>

以上